

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書

罪を犯していない人が犯罪者として法による制裁を受ける冤罪は、人格を否定し人生を破壊するとともに法制度自体の正当性を失わせるものである一方、再審は、無実の人が救済される最後の砦である。

袴田事件は、事件発生から 58 年、再審申し立てから 43 年という長い年月を経て再審無罪が確定したが、死刑判決の根拠にされた重要な 3 つの証拠が捜査機関による捏造であったことが、証拠開示で明らかになった。

再審制度は、刑事訴訟法に規定されているが、条文数は 19 条と少なく、具体的な審理手続きを定めた規定はないに等しく、個々の裁判では、裁判所の解釈、運用にすべて委ねられているのが実態である。

再審無罪判決が確定するまでに、何十年もの年月を要するのは、袴田巖さんや前川彰司さんだけではなく、人生の大半をかけて無実を訴えても、冤罪を晴らすことができないまま無念の死を遂げる人も少なくない。人としての尊厳や自由を奪われ、家族や親しい人たちと切り離されたまま、取り返しようのない歳月を人生から奪い取られた果てに無罪になっても救済されたとはいえない。検察に証拠隠しをさせず、再審開始決定への不服申し立てを禁止するために再審法の改正が必要である。

よって、政府においては、無実のものを誤った裁判から迅速に救済するため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 再審請求の求めに対し、検察が有する証拠の全面開示について法律を整備すること
- 2 再審決定に対する検察の不服申し立て（上訴）を禁止すること
- 3 再審における手続きを整備すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

福島市議会議長 萩原 太郎

内閣総理大臣
法務大臣 あて

以上、提案する。

令和7年6月18日

提出者

福島市議会議員 菅原美智子
山田裕
鈴木正実
二階堂武文
高木克尚